

佐賀県規則第3号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和42年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
<p>様式第4号 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由および年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに</u> <u>関する医師の診断書</u></p> <p>(3) 略</p>	略		免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由および年月日		<p>様式第4号 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由<u>及</u> <u>び</u>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別</u></td> <td><input type="checkbox"/> 私は麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者ではありません。 ※麻薬等の中毒者でない場合は<input type="checkbox"/>にレ印を付すこと。</td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	略		免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由 <u>及</u> <u>び</u> 年月日		<u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別</u>	<input type="checkbox"/> 私は麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者ではありません。 ※麻薬等の中毒者でない場合は <input type="checkbox"/> にレ印を付すこと。
略											
免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由および年月日											
略											
免許の取消処分を受けたことがある場合はその理由 <u>及</u> <u>び</u> 年月日											
<u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別</u>	<input type="checkbox"/> 私は麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者ではありません。 ※麻薬等の中毒者でない場合は <input type="checkbox"/> にレ印を付すこと。										

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県製菓衛生師法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。